

令和2年度 学びを支える経済的な制度の主なもの(高等学校等卒業後)

令和2年4月1日現在

名称	種別				保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先				
	給付	貸付		減免等		対象	内容	その他	各学校	島根県	福祉事務所	社協	その他
		無利子	有利子										
1 生活保護法による技能修得費	○					・生活保護受給世帯 ・生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする人で、実施機関が必要と認めた方	技能修得費(年間) 原則、81,000円以内(1年を限度とする)	状況によっては給付期間の延長または給付額の増額があります。		地	○		
2 生活保護法による就職支度費	○					・生活保護受給世帯 ・就職の確定した人で、実施機関が必要と認めた方	就職支度費32,000円以内			地	○		
3 生活福祉資金(教育支援資金) 【(教育支援費・就学支度費)】		○			△	・島根県内に居住 ・収入が少ない世帯で、必要な融資を他から受けることが困難であると認められる世帯の方	①教育支援費(月額) 短大60,000円以内、大学65,000円以内 ②就学支度費(①と併用可)50万円以内	・他の資金が利用可能な場合は、貸付に制限があります。 ・専修学校も対象です。	○			○	民
4 生活福祉資金 【福祉資金(技能習得費・福祉費)】		○	(○)		△		①技能習得費:就職に必要な知識・技能の習得経費 130万円以内(6ヶ月程度)~580万円以内(3年以内) ②福祉費:就職、技能習得等の支度のための経費 50万円以内	・他の資金が利用可能な場合は、貸付に制限があります。 ・連帯借受人・連帯保証人を立てない場合は有利子となります。	○			○	民
5 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金		○				児童養護施設等を退所または里親等への委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない方で、進学または就職している方。就職に必要な資格の取得を希望する方。	①生活支援費(進学者対象):月額5万円 ②家賃支援費(進学または就職者):家賃相当額 ③資格取得支援費:実費(25万円以内)を一括貸与	・全額または一部返還が免除になる制度があります。		青		○	
6 母子父子寡婦福祉資金 (就学支度資金)		○			△	・母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子ども、または父母のない子ども、寡婦が扶養する子ども(孫、ひ孫等を含む)	就学支度費(自宅外10,000円追加) ①大学・短大等(国公立)370,000円(私立)580,000円 ②修業施設 272,000円(自宅外は282,000円)	・専修学校も対象です。		青		○	
7 母子父子寡婦福祉資金(修学資金)		○			△		修学の経費(月額)(私立・自宅外は増額) ①短大 67,500円~ ②大学 67,500円~	・専修学校も対象です。		青		○	
8 母子父子寡婦福祉資金(修業資金)		○			△		就職に必要な知識・技能の習得経費を貸付 (月額)68,000円 ※別に自動車免許取得のための特別貸付あり(46万円)			青		○	
9 母子父子寡婦福祉資金 (就職支度資金)		○			△		就職支度費 10万円(就職に直接必要な被服・履物等の購入) 23万円(通勤用自動車等の資金)	・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が貸付を受ける場合において、連帯保証人を立てない場合は有利子となります。(子どもに係る場合は無利子です。)		青		○	
10 島根県立高等技術校授業料減免				○		経済的理由等によって授業料・寄宿舎使用料の納付が困難な方	・授業料・入校料(全額免除) ・寄宿舎使用料(半額免除)					○	
11 技能者育成資金融資			○		要	・島根県立高等技術校・ポリテクカレッジ島根等の職業訓練施設に在学する方 ・満18歳以上で、成績優秀と認められて推薦された方	奨学金(年額)(自宅外通校の場合は増額) 島根県立高等技術校での普通職業訓練 26万円以内 ポリテクカレッジ島根等での高度職業訓練 50万円以内	・父母等の所得要件があります。 ・民間金融機関の融資です。				○	
12 島根県立農林大学校奨学金		○			要	将来県内において農業に従事する学生、または県内の農村地域において指導的役割を担おうとする学生で、人物並びに学業成績が優秀であり、かつ、健康であって学資の支弁が困難な方	・奨学金(返還免除の規程あり)(月額)20,000円					○	
13 島根県立農林大学校授業料等減免				○		学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって授業料の納付が困難な方	①授業料・入校料(全額または半額の免除) ②寄宿舎使用料(半額または1/4額の免除)	・他資金との併用ができます。				○	
14 介護福祉士等修学資金		○			要	卒業後介護福祉士・社会福祉士として県内の社会福祉施設等(指定機関)で勤務する意志のある方	・奨学金(返還免除規定あり)(月額)50,000円以内 (低所得世帯について) 入学準備金 20万円以内 就職準備金 20万円以内 生活費加算あり	・在学する介護福祉士・社会福祉士養成施設等は県外も含まれます。 ・募集人員枠があります。(所得の低い方を優先して採用します。) ・生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用はできません。 ・国費による貸付や給付を利用している場合は貸付不可。				○	○

名 称	種 別			保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先					
	給付	貸付			対 象	内 容	その他	各 学 校	島 根 県	福 祉 事 務 所	社 福 協	そ の 他	
		無 利 子	有 利 子										減 免 料 等
15 保育士修学資金		○			要	・指定保育士養成施設に在学する方 ・将来島根県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方	・奨学金(返還免除規定あり)(月額)50,000円以内 (低所得世帯について) 入学準備金 20万円以内 就職準備金 20万円以内 生活費加算あり	・募集人員枠があります。(所得の低い方を優先して採用します。) ・生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用はできません。 ・国費による貸付や給付を利用している場合は貸付不可。	○				○
16 島根「ふるさと」看護奨学金		○				卒業後看護師として県内の医療施設等(指定機関)で所定の期間勤務する意志のある方	一括貸与 60万円	・在学する看護養成施設は県外も含みます。 ・「Uターン枠」「過疎地域・離島枠」「助産師枠」の区分があります。 ・募集人員枠があります。	○	看			
17 島根県立松江高等看護学院・石見高等看護学院 授業料等減免制度				○		学業が優秀で、学費の支弁が困難である方	・授業料全額免除 ・(石見高等看護学院のみ)学生寮使用料の半額免除		○	看			
18 医学生地域医療奨学金		○				将来、島根県内で勤務する意志のある医学生	・奨学金(返還免除規定あり)(月額)10万円 入学金相当額(入学年のみ)282,000円 授業料相当額(年額)535,800円	・募集人員枠があります。 ・鳥取大学医学部島根県枠の学生は奨学金・入学金相当額のみとなります。	○	医			
19 日本学生支援機構 ・給付奨学金	○					・住民税非課税世帯の生徒 ・生活保護受給世帯の生徒 ・社会的養護を必要とする人	・奨学金(月額)9,800円～75,800円 (世帯の所得金額に基づく区分、学校の設置者及び通学形態による)	・通信教育課程に在籍の場合は、年額が別に定められています。	○				日
20 日本学生支援機構奨学金 ・第一種奨学金		○			△	特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学に困難がある方	・奨学金(無利子)(自宅外通学の場合は増額) ①大学: 国公立 45,000円以内、私立 54,000円以内 ②短大・高専(4・5年生)・専修学校(専門課程) : 国公立 45,000円以内、私立 53,000円以内 ③高専(1～3年生): 国公立 21,000円以内、私立 32,000円以内	・学力基準、家計基準があります。 ・以下の保証制度の、いずれかを選択する必要があります。 →「機関保証」: 一定の保証料を支払う →「人的保証」: 連帯保証人・保証人必要	○				日
21 日本学生支援機構奨学金 ・第二種奨学金			○		△	優れた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある方	・奨学金(有利子)(私大医・歯・薬・獣医学部は増額可) 大学・短大・高専(4・5年生)・専修学校(専門課程) 20,000円～120,000円より選択		○				日
22 日本学生支援機構 ・入学時特別増額貸付奨学金			○		△	日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けられなかった世帯の学生	・入学時の諸費用負担を補うことを目的として、第一種または第二種奨学金に加え、初回の奨学金振込時に増額して貸付 ・10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択		○				日
23 島根県育英会・奨学金		○			要	島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な方	・奨学金(月額)(返還免除規定あり) 30,000円～70,000円より選択	・原則として、日本学生支援機構奨学金との併用はできません。 ・ただし、給付型とは併用可。	○				島
24 島根県育英会・就学資金			○		要		・入学時の一時金 ・貸付額は50万円・100万円より選択		○				島

<保証人欄の見方> 要=保証人が必要 △=保証人が必要な場合がある

<問い合わせ先の見方>

【各学校】 在籍または進学予定の学校

【島根県】

〔地〕:健康福祉部地域福祉課 生活保護グループ 0852-22-6525

〔青〕:健康福祉部青少年家庭課 ひとり親支援グループ 0852-22-6688

〔看〕:健康福祉部医療政策課 看護職員確保グループ 0852-22-5613

〔医〕:健康福祉部医療政策課 医師確保対策室 0852-22-6684

【福祉事務所】 お住まいの市町村の福祉事務所

【社福協】 お住まいの市町村の社会福祉協議会

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 0852-32-5996

【その他】

〔民〕:お住まいの地区の民生委員

〔島〕:島根県育英会 0852-28-1981